

常滑市教育委員会要綱第1号

常滑市教育委員会後援名義使用許可等取扱要綱を次のように定める。

令和5年4月3日

常滑市教育委員会
教育長 土方 宗 広

常滑市教育委員会後援名義使用許可等取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、常滑市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の後援名義の使用及び教育委員会賞の授与（以下「後援名義の使用等」という。）の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援名義 教育委員会が事業の趣旨に賛同し、実施を奨励する目的で使用する教育委員会の名称をいう。
- (2) 教育委員会賞 教育委員会を冠して授与する賞をいう。

(後援名義の使用等の承諾基準)

第3条 後援名義の使用等に係る事業は、教育、芸術、文化、スポーツ、観光若しくは産業の振興又は市民の福祉の増進等に寄与する事業であって、次のいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 教育上の見地から児童及び生徒に対して有意義なもの
- (2) 市民各層に対して広く教養を高め、文化向上、心身の健全な発達又は体力づくりに寄与するもの

2 前項の規定にかかわらず、後援名義の使用等に係る事業が次のいずれかに該当する場合は、後援名義を使用することができない。

- (1) 商業、宗教、政治的な宣伝又は利益を意図するもの
- (2) 特定の政治団体等の後援、推薦を受けているもの又は受けようとするもの
- (3) 営利を主たる目的とするもの
- (4) 公序良俗に反する等社会的に非難を受けるおそれのあるもの
- (5) 市の行政運営に関する方針に反するもの
- (6) 特定の思想又は主義・主張に関わる事業で、行政の中立性を損なうおそれのあるもの
- (7) 年間を通して開催する教室等、継続的に実施しているもの
- (8) その他後援名義の使用等を許可することが不相当であるもの

(後援名義の使用)

第4条 教育長が使用を許可する後援名義は常滑市教育委員会とする。

(教育委員会賞の授与)

第5条 教育委員会賞は、賞状によるものとし、教育委員会賞授与の許可を受けた事業の主催者を通じて顕彰すべき参加者に授与するものとする。

(許可申請)

第6条 後援名義の使用等の許可を受けようとする事業の主催者(以下「申請者」という。)は、事業実施日の1か月前までに教育委員会後援名義使用・教育委員会賞授与申請書(様式第1。以下「申請書」という。)又は申請書と同内容の事項を記載した書類に関係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(許可等)

第7条 教育長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、後援名義の使用等を許可するときは、教育委員会後援名義使用等許可決定通知書(様式第2)により、後援名義の使用等を許可しないときは、教育委員会後援名義使用等不許可決定通知書(様式第3)により、申請者に通知するものとする。

2 教育長は、必要があると認めるときは、条件を付して、後援名義の使用等を許可することができる。

(変更の届出等)

第8条 後援名義の使用等について許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた申請の内容を変更する場合には、教育委員会後援名義使用等変更届出書(様式第4)を教育長に提出しなければならない。ただし、誤字の訂正等申請内容を実質的に変更するものでない場合は、この限りでない。

(報告)

第9条 使用者は、当該事業完了後1か月以内に、教育委員会後援名義使用事業実施・教育委員会賞授与報告書(様式第5)に關係書類を添えて教育長に提出しなければならない。

(許可の取消し)

第10条 教育長は、使用者が次のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、教育委員会後援名義使用等許可取消通知書(様式第6)により使用者に通知するものとする。

(1) 虚偽の申請により許可を受けたとき。

(2) 許可に付した条件に違反したと認めるとき。

(3) その他教育長が使用者に後援名義の使用等をさせることが不相当と認めるとき。

(事務主管課)

第11条 後援名義の使用等の許可事務は、生涯学習スポーツ課が行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月3日から施行する。